

届出の対象となる区域と施設（誘導施設）

【平成30年6月1日現在】

■：届出の対象となる施設（誘導施設）

■：届出の対象となる区域（都市機能誘導区域外も届出の対象）

《誘導施設》

生活便利誘導(市民向け)拠点の配置(都市拠点・地域拠点・地区拠点)

		都市拠点	地域拠点（500m圏域）					地区拠点（300m圏域）								
		中心市街地周辺	吉野地域	手鎌地域	三池地域	勝立・駿馬地域	三川地域	倉永地区	銀水地区	羽山台地区	白川地区	平原地区	高取地区	駿馬北地区	天領地区	
対象圏域	対象地区	白川、平原、中友、大正、大牟田中央	倉永、吉野上内	手鎌明治	銀水、羽山台、三池、高取	駿馬、天の原、玉川	天領、みなと	倉永	銀水	羽山台	白川	平原	高取	駿馬北、駿馬南	天領	
生活 便利 施設	商業	スーパーマーケット	■	▲	■	▲	▲	○	-	-	-	-	-	-	-	
		コンビニエンスストア	■	▲	▲	■	○	○	▲	○	■	▲	○	▲	○	
	医療	一般診療所（内科）	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
		地域密着型サービス施設（①）※1	■※2	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	■	▲	▲
		地域密着型サービス施設（②～④）※1	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
		障害者福祉施設	■	■	○	■	○	■	-	-	-	-	-	-	-	-
	地域包括支援センター	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
	子育て	幼稚園・保育所・認定こども園	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
		学童保育所	▲	▲	▲	○	▲	○	○	▲	▲	▲	○	○	○	○
	その他	金融機関	○	▲	■	■	▲	▲	-	-	-	-	-	-	-	-
		地区公民館	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
		コミュニティセンター	○	○	○	○	○	○	○	○	■	■	■	■	○	○

※1 地域密着型サービス施設①～④は、①小規模多機能型居宅介護 ②認知症対応型共同生活介護 ③定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ④看護小規模多機能型居宅介護を示す。 ※2 中友校区以外は▲。

政策誘導型(広域住民向け)拠点の配置(都市拠点・政策誘導拠点)

混乱		都市拠点	政策拠点	
		中心市街地周辺	広域交流拠点 新大牟田駅周辺	レクリエーションゾーン 延命公園周辺
大規模集客施設（※1）		▲	-	-
大規模集客施設以外	商業施設	スーパーマーケット	▲	■
		コンビニエンスストア	▲	▲
	ホテル（集会機能を有するもの）	▲	■	
	文化・スポーツ活動を推進する基幹的な公共施設、動物園施設	-	-	▲
	拠点形成に必要とされる都市機能の増進に寄与するものとして市長が指定するもの（延べ面積 1,000 m ² 以上）	■	■	■

（※1）「筑後都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」で示す大規模集客施設。

■：現在立地していない施設を誘導 ▲：現在立地している施設の充実（施設数の増加）
○：現在立地している施設の維持（施設が充足） -：設定しない

＜誘導施設の定義一覧＞

施設分類	施設の種類	根拠法等	定義
商業	スーパーマーケット	商業統計（経済産業省）による定義	売り場面積250㎡以上で、かつ食料品が全体の小売販売額の70%以上を占める、セルフサービス方式の食料品スーパー
	コンビニエンスストア	日本標準産業分類	日本標準産業分類の改訂（平成14年3月7日総務省告示）における売り場面積30㎡以上250㎡未満で、14時間以上営業し、飲食料品を扱うセルフサービス方式の販売店
医療	一般診療所（内科）	医療法	法第1条の5第1項に定める病院及び同法第1条の5第2項に定める診療所のうち、診療科目に内科を含むもの
福祉	地域密着型サービス施設 （小規模多機能型居宅介護施設等）	介護保険法	介護保険法第8条第14項に定める施設
	障害者福祉施設	障害者総合支援法	障害者総合支援法第5条に基づくサービスを提供する入所・通所施設
	地域包括支援センター	介護保険法	法第115条の46第1項に定める保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設
子育て	幼稚園	学校教育法	法第22条に定める幼稚園
	保育所	児童福祉法	法第39条に定める保育所
	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	法第2条第6項に定める認定こども園
	学童保育所（クラブ）	児童福祉法	法第6条の3第2項に定める放課後児童健全育成事業を行う施設
その他	金融機関	銀行法 信用金庫法 日本郵便株式会社法 簡易郵便局法	銀行法第4条に基づく免許を受けて銀行業を営む銀行（政策投資銀行を除く）、信用金庫法第4条に基づく免許を受けて金庫事業を行う信用金庫及び信用金庫連合会、日本郵便株式会社法第2条第4項に定める郵便局、簡易郵便局法第7条に定める簡易郵便局に基づき資金の貸付等を行う金融機関のうち、窓口業務を行う施設
	地区公民館	社会教育法	法第20条に定める公民館
	コミュニティセンター	—	校区まちづくり協議会が形成された校区への支援の一環として整備を進めている校区コミュニティセンター
	ホテル（集会機能を有するもの）	旅館業法	法第2条第2項に定めるホテルのうち、集会機能を備えたもの